

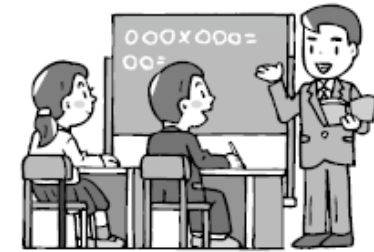
消費者

学習塾の契約に注意！ ～キャンセルしたのに返金されない～

中学3年生の娘をもつAさんは、高校進学を控える娘のため、学習塾を探していました。

ある日、新聞広告で高い実績をうたう学習塾を見つけ、後日その学習塾を訪れ、6カ月間・30万円のコースで契約し、受講料をその場で全額支払いました。

ところが、帰宅して娘に伝えたところ、娘は既に自分が通いたい学習塾を見つけていて「その塾には行きたくない」と言われました。



仕方なくAさんは、キャンセルの連絡をしましたが、学習塾から「キャンセルは受け付けるが、受講料は返金しない」と言われました。困ったAさんは消費者センターに相談することにしました。

一般的に、学習塾、家庭教師などの場合は、

- ① 契約期間が2カ月間を超える
- ② 契約金額が5万円を超える

の両方に当てはまる場合、契約書面を受け取った日から8日間以内であれば、クーリングオフができます。

Aさんのケースでは、条件を満たしており、消費者センターに相談に来た日もクーリングオフ期間だったため、受講料は返金されました。

クーリングオフ期間の8日間を過ぎていたり、既に受講が始まっていたりする場合でも、それまでに受けた分の受講料に加えて、解約料として「1カ月分の受講料」または「2万円」のどちらか低い方を支払うことで中途解約ができます。

ただし、月謝制の場合や、契約期間が2カ月間を超えない場合、また、契約金額が5万円を超えない場合は、契約時の取り決めに従うことが原則となりますので、よく確認して契約しましょう。

* * *

このようなトラブルにならないために、学習塾は子どもともよく話したうえで決めましょう。

消費者センターでは、市内・県内で発生した消費者トラブルをメールマガジンで配信しています。ぜひ、ご登録ください。



登録はこちら

■ 問い合わせ

消費者センター（☎829・1234）